

# 住民税(村県民税)のお知らせ

住民税は一年間の税額を6月に決定し、納税者の皆さまへ納税通知書を送付しています。住民税について、基本的な部分を抜粋しましたのでご覧ください。

## 住民税は1月1日現在の住所地で課税します。

住民税は前年(1月1日から12月31日)の所得に対して課税されます。1月2日以降に他の市町村に転出した場合でも、1月1日現在で居住していた市町村に全額納付していただきます。(転出先の市町村から課税されることはありません。)

また、住民税は「賦課課税方式」を採っており、村役場に送付される課税資料(所得税の確定申告書・住民税の申告書・給与支払報告書など)をもとに、税額を計算し納税者の皆さまへ通知しています。

## 住民税の税額

住民税は「均等割」と「所得割」に分かれています。それぞれの税率と標準税額は、原則以下のとおりです。

- 所得割 = (前年の総所得金額 - 所得控除額) × (村民税6% + 県民税4%) - 税額控除等
- 均等割 = 村民税3,500円 + 県民税2,000円

## 住民税を納める方法

住民税の徴収方法は、大きく分けて3つあります。

### ●特別徴収

給与所得者については、給与を支払う者(事業主)が、その年の6月から翌年の5月までの12回に分け給与から天引きしたものを納付します。

### ●公的年金からの特別徴収

当該年度の4月1日現在、公的年金を受給しており、公的年金所得にかかる住民税が課税される65歳以上の方の年金から天引きします。

ただし、次の事項に一つでも該当する場合は特別徴収の対象になりません。

- 老齢基礎年金等の受給額が年額18万円未満である場合
- 当該年度の特別徴収税額が公的年金等給付年額を超えている場合
- 村の行う介護保険の特別徴収対象者でない場合

### ●普通徴収

事業所得のある人や会社を退職して特別徴収ができなくなった人、公的年金からの特別徴収では住民税を差し引けない人などを対象とした納税方法です。

### ■よくある質問

Q: 年度途中で会社に勤め始めましたが、自宅に納付書が届きました。

A: 年度途中で給与所得者になられた場合は、「普通徴収」から「特別徴収」への手続きを勤務先の経理・給与事務担当者様へ申し出てください。

ただし、給与天引きに切り替えることができるのは納期が過ぎていないものだけです。

